

～地域ぐるみで防災対策を！～

避難行動要支援者名簿登録の申請について

<避難行動要支援者支援制度について>

災害時に、自力で避難することが困難な要介護者や障がいのある人など（避難行動要支援者）の名簿を作成することが、市に義務付けられています。

この名簿は、避難行動要支援者の情報を、平常時から自治会や自主防災組織などの地域の避難支援者へあらかじめ提供し、災害時に地域のなかで速やかな支援が行えるようにする仕組みのなかで利用します。

市では、対象となる人へ、お知らせを順次送付していますが、届いていない人のうち災害時に自力で避難することが難しく、名簿への登録を希望する人は申請をお願いします。

※平成23年から市で実施してきた災害時要支援者登録台帳(旧台帳)は、避難行動要支援者名簿(新名簿)へ変更します。



◆ 支援の仕組み

○作成した名簿は、市の関係部署(消防署などを含む)で情報共有します。

○避難支援者へ自分の個人情報を提供することに「同意する」人
⇒平常時から、個人情報が避難支援者へ提供されます。

この情報をもとに見守り活動や防災に関わる訓練などが行われる場合があります。

また、災害時には避難支援者から情報伝達・安否確認・避難支援などが行われます。

○避難支援者へ自分の個人情報を提供することに「同意しない」人

⇒災害時にのみ、個人情報が避難支援者へ提供され、安否確認などが行われます。



支援が必要な人 (避難行動要支援者)



登録申請書を提出

健康福祉部
地域福祉室
(あいあい)



名簿の作成



避難行動要支援者名簿の管理

健康福祉部地域福祉室、企画総務部危機管理局危機管理室で管理
※必要に応じて市の関係部署(消防署など)で情報共有

避難支援者

- ①指定避難所の代表者
 - ②自主防災組織の長または自治会長
 - ③民生委員・児童委員
 - ④福祉委員
 - ⑤地域まちづくり協議会の会長
 - ⑥亀山市社会福祉協議会
 - ⑦亀山警察署
- ※提供先を選ぶことはできません。

情報の提供

- 避難支援者への個人情報の提供に「同意する人」の名簿
⇒平常時から、避難支援者へ名簿を提供します。
- 避難支援者への個人情報の提供に「同意しない」人の名簿
⇒災害時にのみ、避難支援者へ名簿を提供します。

◆ 対象となる人(要支援者)

在宅で生活する人で災害時に自力で避難することが難しく、支援が必要な人が対象です。

※病院に長期入院している人、施設などに入所している人は対象になりません。

- ①介護保険制度の要介護認定3から5の認定を受けた人
- ②身体障害者手帳1、2級をお持ちの人
(心臓機能障害、腎臓機能障害、免疫機能障害のみで交付を受けた人は除く)
- ③知的障害者で療育手帳Aをお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ⑤上記の①～④に該当しない人で、災害時の避難に支援が必要な人
(自力で避難することが難しい人)

◆ 避難行動要支援者名簿に登録される個人情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号、そのほかの連絡先
- ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦名簿の情報提供にかかる同意の有無
- ⑧自治会とまちづくり協議会
- ⑨指定避難所

◆ 登録方法

受付場所

あいあい(地域福祉室窓口)

※毎週木曜日に手話通訳を設置しています。

申請書類 避難行動要支援者名簿登録申請書

※申請書類は、地域福祉室に設置してあります。

※郵送で申請したい場合は、地域福祉室へお問い合わせください。

持ち物 印鑑(認印)

申請期間 11月15日(水)まで

※申請期間を過ぎても随時受付はできますが、名簿への登録が遅くなる可能性がありますので、期間内に申請をお願いします。

問合せ先

- 避難行動要支援者名簿の登録・申請に関すること
健康福祉部地域福祉室
(あいあい ☎84-3313)
- 市の災害対策全般に関すること
企画総務部危機管理局危機管理室
(☎84-5035)

よくあるご質問にお答えします



1 現在は自力で避難できますが、将来、体が弱ってくるのではないかと不安に思っています。名簿の登録申請をした方がいいですか？

現時点で、自力で避難できる場合は、申請の必要はありません。

名簿への登録は、将来にわたりいつでも可能ですので、自力での避難が難しくなった際に、申請していただくようお願いいたします。

2 提供することに同意した個人情報が悪用されることはありませんか？

名簿情報の取り扱い、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難支援者へ名簿情報を提出するときに、守秘義務が課されていることなどを十分に説明し、適切な措置を講じていきます。

個人情報の提供に同意することにより、見守り活動を受けられるなど、平常時から地域の避難支援者との関係性を築くことができるので、実際の災害時に、より速やかに支援が受けやすくなるメリットがあります。

申請される場合は、情報提供に同意していただきますようお願いします。

3 申請しないと助けてもらえないのですか？申請すれば必ず助けてもらえますか？

この制度の申請に関わらず、被災者は支援されますが、あらかじめ避難行動要支援者として申請し、情報提供に同意していただくことで、避難支援や安否確認などをより速やかに行うことが可能です。

しかしながら、この制度は地域の皆さんの協力により成り立つものです。善意と共助の精神に基づくものであるため、この制度は避難支援者に災害時に支援の義務や責任が伴うものではありません。また、災害時には地域の避難支援者の方々も被災する場合がありますので、必ず支援を受けることができるとは限りません。

4 なぜ、地域住民に助けを求めるのですか？

災害時は、市・消防・警察などの公的機関が、住民の避難誘導などのさまざまな支援活動を行いますが、それだけでは十分ではありません。また、災害の規模が多発的で大きいほどその被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする人が多くなります。

そのような事態でも、まずは自助で自分と家族の身を守ることを基本とし、地域の人々が共助の精神に基づいて、避難行動要支援者に支援の手を差し伸べることが、一人でも多くの命を救うことにつながります。